

出産育児一時金の支給について

・糸満市国保の加入者が出産したとき（妊娠12週（85日）以上の死産・流産を含む）に支給されます。

支給額

○令和5年4月以降の出産の場合

子ども一人につき50万円※

○令和5年3月以前の出産の場合

子ども一人につき42万円※

※「産科医療補償制度」に未加入の医療機関で出産した場合、または妊娠22週未満で出産した場合は、1万2千円減額された金額が支給されます。



直接支払制度について

・被保険者が医療機関で手続きすることにより、糸満市国保から医療機関に直接、出産育児一時金が支払われる制度です。この制度を利用すると、出産費用から出産育児一時金を差し引いた残りの金額を医療機関に支払うだけですむので、事前にまとめた費用を用意しなくてもよくなります。

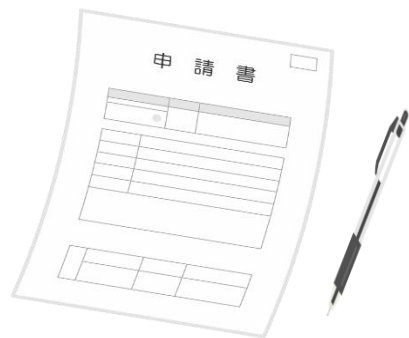
下記の方は糸満市国保の窓口で申請が必要です！

- ・直接支払制度を利用し、出産費用が出産育児一時金の支給額を下回った場合
- ・直接支払制度を利用しなかった場合



申請に必要なもの

- ・出産した被保険者の保険証
- ・直接支払制度の合意文書
- ・医療機関発行の領収書（出産費用明細書）
- ・世帯主名義の口座番号が確認できるもの（通帳等）
- ・死産・流産の場合は医師の証明書（死産届の写し等）



支給要件

- ・出産日時時点で糸満市国保の加入者であること
- ・前の職場の健康保険等から出産育児一時金の支給を受けていないこと※

※国保へ加入する前に社会保険、共済組合等に参加しており、下記の要件を満たしている場合は、加入していた健康保険から出産育児一時金の支給を受けることができます。

- ① 退職の日までに継続して1年以上被保険者期間がある場合。
- ② 退職の日の翌日から6ヵ月以内に出産した場合。

※出産育児一時金を申請できる期間は、出産した日の翌日から起算して2年間です。